役 員 退 職 慰 労 金 規 程

（会 社 名）

第１条　　（総　則）

　　　　　この規程は、役員の退職慰労金の支給基準について定める。

第2条　　（目　的）

　　　　　役員の退職慰労金は、在任中の功労に報いると共に、退職後の生活の安定の

　　　　為に支給するものである。

第３条　　（適用範囲）

　　　　　この規程は、常勤の取締役及び監査役に適用する。

第4条　　（非常勤役員の取り扱い）

　　　　　非常勤役員については、在任中の功労及び在任年数等を総合的に考慮し、そ

　　　　の都度取締役会において個別に決定する。

第5条　　（基準額）

　　　　　退職慰労金は、次の各号のいずれかの額（以下、基準額という）の範囲内と

する。

1. この規程に基づき取締役会が決定した額にして、株主総会において承認された額
2. この規程に基づき計算すべき旨の株主総会の決議に従い、取締役会が決定した額

第6条　　（基準額の算出）

　　　　　退職慰労金の基準額は、役位別の退任時報酬月額に役位別在任年数及び役位

　　　　別倍率を乗じた額の累計額とする。

　　　　　退職慰労金=（役位別退任時最終報酬月額×役位別在任年数×役位別倍率）

第７条　　（在任年数）

　　　　　役位別在任年数は、その役位への就任の月から起算し、退任の月までとする。

　　　　２．在任年数において、1年未満は月割計算とする。

　　　　３．就任後、改選によって役位に異動の生じた時は、異動の月から新しい役位

を適用する。

第８条　　（役位別倍率）

　　　　　第6条における「役位別倍率」は次のとおりとする。

 会 長 ２．３

 社 長 ２．３

 副社長 ２．１

 専 務 １．９

 常 務 １．７

 取締役 １．５

 監査役 １．４

第9条　　（特別功労金）

　　　　　在任中特に功労のあった役員に対しては、退職慰労金の基準額の30％の範

　　　　囲において特別功労金を支給することがある。

第10条　　（特別減額）

　　　　　退職役員のうち、在任中会社に重大な損害を与えた者に対しては、退職慰労

　　　　金の基準額を減額し、又は支給しないことがある。

第11条　　（支給時期）

　　　　　退職慰労金は、業務の引き継ぎを完全に終了させ、かつ会社に対して返済す

　　　　べき債務があるときは、その債務を返済した日から2ヶ月以内に一時金として

支給する。

第12条　　（死亡のときの取り扱い）

　　　　　役員が死亡したときは、退職慰労金はその遺族に対して支給する。

第13条　　（使用人兼務役員の取り扱い）

　　　　　この規程により支給する退職慰労金の中には、使用人兼務役員に対し使用人

として支給すべき退職金は含まない。

第14条　　（相談役・顧問）

　　　　　この規程は、退職した役員を相談役又は顧問として任用し、相当額の報酬を

支給することを妨げるものではない。

第15条　　（生命保険契約の締結）

　　　　　会社は、退職慰労金の資金を確保する為、生命保険会社と役員を被保険者と

する生命保険契約を締結する。

　　　２．生命保険契約の保険料は、会社が全額支払う。

３．役員が退職したときは、退職慰労金の全部または一部として、保険契約上の

名義を退職役員に変更の上、保険証券を交付することがある。この場合、

保険契約の評価額は解約返戻金相当額とする。

附　　　則

　この規程は、平成 年 月 日から施行し、施行後に退職する役員に対して適用する。

（様式）退職慰労金支払通知

 殿

退職慰労金支払通知

 役員退職慰労金規程に基づき、下記のとおり退職慰労金を支給する。

|  |  |
| --- | --- |
| 退職慰労金 | 　　　　　　　　　　円 |
| 控除額 | 　　　　　　　　　　円 |
| 差し引き支払い額 | 　　　　　　　　　　円 |
| 振り込み口座 | 　　　　　　　　　　銀行 支店普通口座ＮＯ． |
| 振り込み日 | 平成　　　　　　　　　　月 日 |

 平成 年 月 日

1. ○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○